戸張伝右衛門『慶応日記帳』にみる御料兵の実態について

―慶応四年四月脱走前の動向―

岩 田 みゆき

はじめに

年代から多くの研究がみられ、兵卒調達方法についても全体構造が明ら 半領の村人の動向を中心に、御料兵の実態を明らかにするものである。 応二年八月戸張伝右衛門が入隊してから、慶応四年四月一一日江戸開城 て戊辰戦争にまで参戦した戸張伝右衛門の『慶応日記帳』を手がかりに、 不明な点が多く、今なお個々の具体的事例の発掘が必要である。本稿で ついても、その後どのような経過をたどったのかということについては かにされつつある。しかし、いまだに断片的で、入隊後の兵賦人たちに うに選抜され徴発されたかという実態が史料の発掘とともに徐々に明ら る史料を紹介しており、それぞれの地域において、兵賦人たちがどのよ かにされつつある。また関東近県でも多くの自治体史で兵賦取立に関す 兵賦については、 本稿は、慶応二年幕領に課された兵賦で動員された武蔵国葛飾郡二郷 幕府直轄領であった二郷半領吉川村から兵賦人となり、 (御料兵) 幕府による幕末期軍政改革研究の一環として一九八〇 の動向を明らかにしてみたい。『慶応日記帳』は、 御料兵とし 慶

故郷に向かう明治二年正月までの記録であるが、本稿では紙幅の関係か時に脱走し、幕府軍として戦い、会津戦争後田中城で謹慎し、許されて

ら入隊から江戸脱走前を扱うことにする。

告書作成にあたり史料を見直し、明らかにした点をまとめたものである。市指定文化財候補となったことから改めて調査を行った。本稿はその報での概要について触れている。今回『慶応日記帳』が二〇一七年度吉川近世史料編』に日記の全文が掲載され、『吉川市史 通史編1』において近世史料編』に日記の全文が掲載され、『吉川市史 通史編1』において、既に『吉川市史

武蔵国葛飾郡二郷半領の兵賦人

(1) 吉川村伝右衛門入隊時の二郷半領の兵賦人

田年五月には、御進発に伴って「御府内御備向御手薄ニ相成」という名後元治元子年になって兵賦徴発範囲を関東幕領にまで拡大し、翌慶応元親衛常備軍の編成をめざし、まず旗本領に対して兵賦令を発した。その既に明らかにされているように、幕府は文久改革において幕府直属の

目で、 衛門、 平沼組合四○ケ村一二七一二石余で、それぞれから高に応じて兵賦人が 賦人と村人との取次などの取りまとめをしているのも彼ら二名であった 御用留」からは、慶応段階での兵賦惣代は、三輪野江組合は長沼村藤左 選抜され、 れていた。三輪野江組合は四一ケ村 井半十郎支配下にあり、 いわゆる改革組合村の組織であった。二郷半領は、 而壱人或は三ケ村ニ而弐人、夫々村高ニ応差出候積り」とあるように なったのは、 も述べているのでそちらを参照されたいが、このときに選抜の枠組みに きの兵賦人の選定プロセスについては、既に『吉川市史 とその周辺の幕領の村々にも、 う条件で、 ことがわかる 平沼組合は花和田村鹿之丞であり、 高千石につき一名、 兵賦人差出命令が出された。本稿で分析対象とする一 各一名計二名の兵賦惣代が諸事差配をしている。「元治二年 「千石以下之村方ニは最寄御料所組合村々申合、二ケ村ニ 三輪野江組合と平沼組合の二つの組合に編成さ 年齢十五才から四五才、 同様に差出命令が出されている。 (内一ケ村は無民) 七一八〇石余 給金支払や必要品の調達、 身体強壮のものとい 一円幕領で代官佐 通史編1』で このと 兵 寅十一月十四日生兵一番二入 寅九月廿六日生兵四番二入 寅七月下旬生兵一番二入 寅 寅 寅 寅 寅 寅 丑: 寅九月十三日生兵二番二入 寅八月五日生兵五番二入 寅

れる。 東日記覚帳」と記された中表紙をめくると最初に次のような記載がみら 声張伝右衛門による『慶応日記帳』には、「丙寅 慶応二年八月吉辰 戸張伝右衛門による『慶応日記帳』には、「丙寅 慶応二年八月吉辰 ここでは、二郷半領から出た兵賦人について明らかにしていきたい。

丑: 五:

上彦名村

彦 大郎

平沼組合に、 和田 が兵賦として出たことがわかる。 名が出て、 われる。これによると、まず丑年に花和田村・上彦名村・彦糸村から三 降、 ここにみられる花和田村から関新田まですべて二郷半領の村々であ これは、 兵賦差出命令に従って出た二郷半領の兵賦人たちの名簿であると思 寅十一月十七日生兵一番二入 川野 寅 伝右衛門が把握していた限りでの、 上彦川戸・下笹塚・吉川 三輪野江 (慶応二) 年になってからも徐々に上彦川戸村以下十三名 ・大廣戸 関新田村 判田 これらの村々を組合村別にみると、 ・中曽根・上彦名・関村八ケ村は 横堀・下新田 良助事 丑: (慶応元) ・関新田六ケ村は 年五月以

甲撒兵

下新田村

徳 新 平太 次 助

小隊

横堀村

同

村

仲右衛門事

吉川野村

照吉改

伝右衛門

小隊一

勘五郎

甲撒兵

中曽根村

初右衛門

伊之吉

半田村

佐左衛門

関新田村

〇両五郎

大廣戸村

嘉之助

下笹塚村

惣次郎

初五郎事

仙太郎

小 隊 七

彦糸村

良輔

小隊七

三輪野江組合に属している。

は として一番から五番に分けられて入隊し、その後各小隊に振り分けられ 握できなかったためであろう。七月以降入隊者をみると、いずれも生兵 たことがわかる。 花和田村岩太郎から中曽根村初右衛門まで入隊の日付の記載がないの 日記の記録者である戸張伝右衛門が入隊する前のことであるため把

また、続いて

龍 プロ新屯州越候者

川野村

勘五郎 伊之吉 惣次郎 岩太郎

三輪野江村

、花和田村

甲撒兵

小隊一

下笹塚村

卯四月中旬下り

卯五月上旬生兵一番二入 \長戸呂村

小川町ヨリ正月下旬

下り組

横堀村 吉川村 下新田村 ○新次郎 徳太郎 伝右衛門

> 生兵一 甲撒兵 小隊二 甲撒兵 小隊一

,関新田村 桑蔵 龍助 生兵一 兵生一

彦名村 、上彦名村 良助 彦次郎 小隊七 小隊八

大廣戸村 上彦川戸村 嘉之助 仙太郎 小隊三 小隊七

佐左衛門 小隊六

/吉川村 半田村 中曽根村 平助 初右衛門 生兵二 小隊六

> 三輪野江組合の長戸呂村桑蔵が卯五月上旬に入隊していることである。 横堀村新次郎は卯四月中旬に「下り」すなわち帰村し、代わりに同じく とある。ここからわかることは、寅十一月までに入隊したもののうち、

また、「小川町ヨリ正月下旬下り組」として上彦名村から吉川村まで七

帰村したことになる。その理由は定かではないが、同じころ伝右衛門と れらは丑から寅年にかけて入隊したものであるので、この正月とは卯 名の名がみられ、これら七名はこのときに帰村したものと思われる。か (慶応三年)正月のことであろう。慶応三年正月の時点でおよそ半数が

点で兵賦人の選別や組織変更があったのかもしれない。

伊之吉は選ばれて横浜にフランス式軍隊の調練に出かけており、

この時

また「元治二年御用留」には次のような記述がみられる。

覚

兵賦御差紙二付御役所罷出候所、 出生身分御糺二御座候

右御請書

武州葛飾郡吉川村

重郎左衛門伯父安次郎

右之もの兵賦人として差出候身分御尋ニ付奉申上候、 全村方出生之

者二而他所より罷越候もの二無御座候、 仍之御受書奉差上候、以上

右村年寄半兵衛

佐々井半十郎様

丑六月廿六日

御役所

これによると、 丑(慶応元年)五月の兵賦差出命令によって選抜された

ある。 代り伝右衛門」とあり、代理として兵賦に出た人物であることがわかる。 の名前が見えている。 門・花和田村鹿之丞・関新田兵左衛門、 うけている。 れた兵賦惣代であり、 いて在地において統括していたのが既述のとおり二つの組合から選出さ ていたことがわかり、兵賦徴集の実態を把握することはなかなか困難で 者の代理としてあらたに兵賦に出るものなど、頻繁に村人が入れ替わっ で帰村するもの、そのまま継続して歩兵として残るもの、また帰村した 隊前に審査されて落とされるもの、一度兵賦として入隊しても一、二年 ったか、出たとしてもすぐに帰村したものと思われる。このように、 いることが窺える。 見当たらず、伝右衛門が把握している以外にも兵賦人として出たものが 身元について不明な点があり、年寄の半兵衛が代官役所から呼び出しを ものとして吉川村重郎左衛門伯父安次郎がいたことがわかる。安次郎は ところで、これらの二郷半領の兵賦人の選出や給金・諸手当などにつ 日記を記載した戸張伝右衛門もまた「木売新田村彦治郎忰三治郎 しかし、 安次郎のその後は不明であるが、結局村から出なか 伝右衛門の日記の中の入隊名簿に安次郎の名前は 『慶応日記帳』には兵賦惣代として長沢村藤左衛 触継小惣代として関村七郎兵衛 入

(2) 慶応四年段階の二郷半領の兵賦人

たい。日記から確認できるのは以下の八名である。しているが、その後も歩兵として残留したものたちの足取りを追ってみさて、二郷半領の村々から出た兵賦人のうちおよそ半数が途中で帰村

①花和田村岩太郎

②川野村勘五郎

⑤三輪野江村伊之吉

⑥吉川村伝右衛門

③下新田村徳太郎

⑦下笹塚村惣次郎
⑧長戸呂村桑蔵

でれた次の書状から明らかになる。 でれた次の書状から明らかになる。 でれた次の書状から明らかになる。 でれた次の書状から明らかになる。 でれた次の書状から明らかになる。 でれた次の書状から明らかになる。 でれた次の書状から明らかになる。 で名前が出てこない。それ以外の六 にいたことが確認できる。そのことは辰正月七日に兵賦惣代に当てて出 にいたことが確認できる。そのことは辰正月七日に兵賦惣代に当てて出 された次の書状から明らかになる。

电 相勤可申、 顽 り候茂分兼案心不仕候間、 御用ニ而同様乱入致し、 向後何様之御取計二相成候哉茂難量、 り御手当金三拾両宛被下候趣ニ而御用相勤罷在候處、 亦々遠国出張之御沙汰有之候故、兼々対談之金子右者戦争場出張之砌 立仕、舘林迠罷越逗留中江戸表ゟ急飛脚到来致、 茂間似合不申、依而住所居付次第書面を以御願申上候趣之文通致し出 今般御約定之通金三拾両御手当有之候得者先々承知致し罷在候故 御支配之御役合ニ相成聊之御手当ニ預り我々共各々方ニ被見捨 愈以右金子御手当無之ニおゐて者、 御府内ニ茂戦争出来如何成行候儀茂相分り不 六人共御用中恐入候得共、 旧冬廿五日薩州乱入之砌り当方 以来何様之御身捨二預 直様引返しニ相成 出奔仕一同ら御 此度以之外ニ

餘急場ニ而迚

「…旧冬中上州浪人追討被仰付右手当金拝借仕度候處、

面談可仕、 其節委細可申述候、 何れ共此飛脚之者『御返書被下候様奉

願上候、 先者書面而已如此二御座候、 早々不備

三番丁屯所 岩太郎

勘五郎

伊之吉

辰

正月七日朝出ス

伝右衛門

徳太郎

龍太郎

兵賦惣代

鹿之丞様 藤左衛門様

大一御料所 龍輔

きた。

伝右衛門

武州弐郷半領長沼村 御苗藤左衛門様

同州同領花和田村 同 鹿之丞様

外組合中

急用向

裏書辰正月七日朝出ス

賃銭先拂 掛

戸張伝右衛門『慶応日記帳』にみる御料兵の実態について

とになっていた金三○両の早期支払いを歎願している 伝右衛門と関新田村龍輔を代表として、村から手当金として受け取るこ 郷半領から出たこの六人は、この後の身の振り方に不安を感じ、吉川村 事件や薩摩藩邸焼き討ちに幕府兵として出動していたこともわかる。二 たことが窺える。この書状の内容から、彼ら六名はともに、上州出流山 軍が敗走した数日後になる。この事態をうけて兵賦人たちに動揺が走っ この歎願に対して、兵賦惣代らは「組合中『早々飛脚を以て廻文差出 この書状が出された辰(慶応四年)正月七日は、鳥羽伏見の戦で幕府

戸村茂左衛門、関村七郎兵衛、道庭村知宇三に連絡するようにと伝えて も交代しているので、次回からは花和田村俊太郎、 触継幷重立候者相談之上ニ無之候而者何共難申上」とし、また兵賦惣代 し出会評議之上何れニ茂御沙汰可仕」とするが、「領中一同大金而已故 大廣戸村三郎、

申候、 ない限りであった。 に当てて書状が届いているが、「書状壱通受取申候、 正月十日には新たに惣代になった花和田村俊太郎から二郷半領兵賦中 対談人者何方之誰ニ候哉、 其者江懸合可然存候」とあり、 同役五早速相達可 心もと

るので、それまでは兵士であったことがわかる。 十郎支配下御料所兵賦一同からの嘆願書をみるとこの六人の名がみられ 隊にいた伊之吉以外は不明である。しかし、三月に提出された佐々木半 その後三月までの数ケ月間の動向は、伝右衛門と、伝右衛門と同じ小

乍恐以書付奉願上候

上候、 以 二不相成候節者郡中泊御下ケ金ニ相成候迠操替金之儀被仰付候様何卒 余儀是迠勤中之内御備金壱ケ年分村方実家方へ御下ケ被成下候様奉願 直打續困窮致候得共、当方時節柄月々給分ニ而手当難相成り、 用繁多二而、 勤中之御備金頂戴仕帰村可仕精勤罷在候處, 當御支配所兵賦一 御慈悲ヲ御聞済之儀偏ニ奉願上候 且又先般御仕法被仰付候儀茂御座候得共、 当節別而之儀ニ付難渋罷在、 同奉申上候、 私共御軍役五ケ年之間相勤御用済之節 以上 然ル處面々村方実家諸色高 追々諸色諸共高直折柄御 御備金御下ケ御聞済 今般無

小頭 平五郎 七之助 文吉 庄左衛門 駒吉 九十九 同 仁右衛門 勇吉 萬太郎 伊六郎 伊之助 同 半七 久兵衛 喜代三 八五郎 筧次郎 金四郎 同 吉松 徳三郎 弥三 喜太郎 三郎

留蔵 喜一郎 善治郎 金蔵 三右衛門 辰五郎

紋蔵

伝右衛門

岩太郎

徳太郎

龍助

勘五郎

庄蔵

丈治郎 伊之吉 〆三十八人」

門からであり、「尤今般色々出金勝二而困居候處」、御座候間、何れ二決六名の名前が確認できる。内容をみると、村に残した実家の経済的窮状六名の名前が確認できる。内容をみると、村に残した実家の経済的窮状六名の名前が確認できる。内容をみると、村に残した実家の経済的窮状六名の名前が確認できる。内容をみると、村に残した実家の経済的窮状六名の名前が確認できる。内容をみると、村に残した実家の経済的窮状六名の名前が確認できる。内容をみると、村に残した実家の経済的窮状六名の名前が確認できる。

可差出、 郎両人方へ御遣し可被下候」とあり、 ニ而も否難申上、 今般之騒動あらまししづまり候迠殊ニ外触継共イツ集会被致候哉小子方 始メ一向沙汰無之、如何致候哉難計、 付、 馬三疋可差出旨小笠原甫三郎様ゟ御印状ニ付是茂無餘儀人馬差出候義ニ 出張致し候、又候下総小金町『水戸殿御下国ニ付高百石ニ付人足十五人 岩倉殿御通行ニ付、 返事には、「然ル處今般東山道大宮宿ゟ高百石ニ付人足弐十人最料附添 を出し、その窮状を再び訴えている。 趣意御役合當七月分前借被成下候樣吳々茂御願申上候 金銭斗待申何ケ様何成候共只今之姿ニ而哂至与難渋罷在候間、前段之 當節御用多二而片時茂用捨無之、 左候得者多分明日ニ茂戦争ニ可相成与存候、 三道御下りニ相成、 大納言様、 兼而御噂茂可有之候得共、 御評議被下候樣御申越候間待居候所、 ヲ以御無心筋御願申入候處、 助と伝右衛門から長沼村藤左衛門・花和田村鹿之丞に当てて「然者書 着相成候哉早々有無御沙汰可仕候」との返事のみであった。また再び龍 領中一同愁殺致候、 若否申者者首をはね小前之者者焼捨候様、 其外薩長土御大名方御附添凡六百人余東海道中仙道甲州道中 以後御書面差出し候ハ、、花和田村俊太郎大廣戸村三 厳重之御印状二而村々順脚致、 最早品川宿中仙道板橋宿迠御下り御留逗被遊候由 京都表

方都表

方御軍勢御差向被遊有栖川御宮、 御返事ニ而被仰越候者早速触継衆『御廻し 昼夜相勤罷在候、 しかし、三月十五日に戻ってきた 今以何之御沙汰茂無之、 前文之通り二御座候間、 村でも対応できる状況ではなく 実二一同心配罷在、 大垣長州薩州御附添 右人足召連大宮宿 我々二於茂先達者 以上」との書状 俊太郎殿 且当節柄 何れニ茂 依而者 橋本

^五引越ニ相成候」とあり編成替によって別の小隊に移動になっている。 喜一郎 四人とともに横浜にいき、筒組に属してフランス式軍事訓練をうけてい 合亞書付賴、 新道太吉妻『頼置、夫ゟ紺屋町之際藤治郎新道健三郎女房ニ伊之吉外組 し郷里に一時帰宅しており、このときの日記に「二四日朝住吉屋出立抜 の交渉と病床にあった娘よねの様子をみるため二四日無断で隊を抜け出 なる。辰三月十五日兵賦惣代からの返事を受け取った伝右衛門は、 戻っている。ただし辰三月になると小隊の中に伊之吉の名はみられなく しかし、一時的な異動だったようで、辰正月改では六名とも二番小隊に る。その後も卯十月二三日改には名がみられるが、「伝八郎・伊之吉 半十郎配下の吉川村伝右衛門、 月下旬改にも二番小隊に名前が見え、卯正月十五日からは同じく佐々井 に小隊二(二番小隊)に配属されている。伊之助は寅十月中旬改、 ある。伝右衛門は既述のとおり八月五日に生兵五番で入隊しその後すぐ は不明であるが、慶応二年寅年に入隊し、小隊二に所属していた記録が ると、三輪野江村伊之吉は伝右衛門より少し早い入隊だったらしく月日 と同じ小隊にいたため比較的記録が多く残っている。少し溯ってみてみ 以後の行動は不明となる。伊之吉は一時期を除き、入隊時から伝右衛門 兵賦惣代の交代によって村との交渉も不自由になっていたことが窺える。 この書状が、 それまで行動を共にしてきた六人のうち伝右衛門と伊之吉以外は ·鋼之助·幸右衛門·吉蔵〆六人 右之者十一月十一日六番小隊 夫
ら
馬
喰
丁
大
坂
屋
次
兵
衛
方
へ
よ
り
、 四月の西丸屯所脱走前に村とやり取りがなされた最後で 寺島村島之助、 金町八五郎、 夫
ら
長
沼
村
藤
左
衛
門
方 金町吉松ら 借金 寅霜

> 伝右衛門とは行動を別にしたことがわかる。 はない。しかし、これ以後は伊之吉については日記に出てこないため、へ行同夜泊り…」と伊之吉の名前が見えているが、その状況は明らかで

ただ一人だったのである。とになったのは、二郷半領から出た兵賦の中では吉川村戸張伝右衛門のとになったのは、二郷半領から出た兵賦の中では吉川村戸張伝右衛門のこうして、四月十一日明け方、幕府軍として西ノ丸屯所を脱走するこ

戸張伝右衛門「慶応日記帳」からわかる御料兵の実態

2

-脱走前の生活―

また、 五百人いたとある。ただしこれが曖昧な記憶であることも確かである。 と述べている。大鳥圭介が回顧しているように、 強くはないが確かな家の息子や弟であるから、身持などが善かった。」 家の二三男の者を呼び出して、それに調練させたが、ずいぶん良い兵で、 て居る。これは神奈川とか、八王子とか、藤澤とか云ふ所から、 のがあった。これが五百人もあったろう。代官が御料兵を直接に指揮し を募集した。その前に江川太郎左衛門の手で仕立てた、御料兵というも 中隊なり、小隊なりの教官は旗本の子弟であって、兵卒は府下無頼の徒 は今の様に大尉が幾人、少尉が幾人と云ふ様にそれを指揮したが、その している。「私は始終屯所に通勤し、毎日出て操練をなし、附属の士官 戦争で幕府脱走兵を指揮した大鳥圭介は御料兵について次のように回顧 幕府の歩兵頭から慶応四年辰二月二八日から歩兵奉行をつとめ、 後にみるように勝海舟は · 『陸軍歴史』 の中で御料兵について「四 御料兵は総勢でおよそ 町家農 戊辰

近することが可能となるといえる。 日記を検討することで、 の全体をみる上で信用のおける数字であることがわかる。 三人とあることをみても、 についての記載で、 いてはあまり詳細はわからない。 の記載であり、 百人」という数字をあげている。これらの数字は、 御料兵の全体を知る上で貴重ではあるが、その中身に 卯十月十三日改で三六九人、卯十月二三日改で四 御料兵の立場から、その実態についてかなり接 『慶応日記帳』が記載する内容はほぼ御料兵 一方『慶応日記帳』をみると、 幕府役人の立場から 従って、 御料兵 この

以下、 隊編成のプロセスや、 入隊後の生活、 給金などについてみてい

①入隊後の生活

きたい。

生兵五番に所属していたのは、 佐々井半十郎支配下武州葛飾郡二郷半領戸張伝右衛門の他、 三日現在の生兵四番・五番の編成は次のとおりである。 五番は人数が少ないことから生兵四番に編入された。 名である。この日 立郡浦和村廣吉が同じく生兵五番に入隊している。 次兵衛の三名であった。少し遅れて八月十二日松村忠四郎支配所武州足 支配所上総国市原郡山小川村長左衛門・同支配所上総国周准郡鹿子崎村 佐左衛門・長左衛門・次兵衛・伝右衛門・廣吉・与八郎・兼松の一三 『慶応日記帳』によれば、慶応二年八月五日生兵五番に入隊したのは、 「昼前右五番四番『入込ニ相成」とあるように、 辰吉・梅治・徳次・忠市・ 八月十三日時点で、 慶応一 四三郎・ 一年卯八月十 小川達太郎 孫七

小川達太郎支配

中山誠一 一郎支配

二日入隊

Ŧi. **八組**

松村忠四郎支配

松平肥後守預所

松本直一郎支配

次兵衛 辰吉 (生兵五番より編入) 生兵五番より編入 八(上総国周准郡鹿子崎村

月五日入隊 生兵五番より編入

廣吉 森治郎 兵五番より編入 八月十(武蔵国足立郡浦和村 生

國吉 (奥州熊倉郡下高平村 月十三日入隊 八

川上猪太郎支配

川上猪太郎支配

松平肥後守預所

四

[人組

川上猪太郎支配

北條平次郎支配

川上猪太郎支配

松平肥後守預所

兀

|人組

松平肥後守預所

光吉事岩次

松五郎 又三 (奥州置賜郡岡屋地村 八月十三日入隊

四三郎

経吉 (常陸国真壁郡寺上野村 八月十三日入隊

芳松

清蔵 (奥州熊倉郡下高平村 月十三日入隊 八

要蔵 目村 八月十三日(奥州耶麻郡大沼組

「八月預り

一薪 六拾東

病人	病院惣代	病 惣 院 代 惣 代				
中山誠一郎支配松本直一郎支配	川上猪太郎 支配 森孫三郎支配	佐々井半十郎支配松村忠四郎支配	小川達太郎支配 北條平治郎支配 北條平治郎支配			
/ ((((((((((((((儀蔵 入 八月五日入隊) 長左衛門(上総国市原郡山小川長左衛門(上総国市原郡山小川	原右衛門(武蔵国葛飾郡二郷半 傳右衛門(武蔵国葛飾郡二郷半	亦吉(奥州置賜郡岡屋地村 八八十吉(上総国周准郡鹿子崎村八十吉(上総国周准郡鹿子崎村八月十五日入隊) 一八月十三日入隊) 「八月十三日入隊)			
。生活に必要な品物は、布くに位置していた。この部割りが図で記録されている	日記には、寅九月下旬、寅十月中旬、寅霜月下旬頃のそれぞれの屯所名前が見えている。 と兵五番の一三人のうち六名のみの名前が見えることから、約半数名。生兵五番の一三人のうち六名のみの名前が見えることから、約半数名前が見えている。	にこみられるようご、窓券三れして、八月中で人参してものを中心 寅八月下旬改」(() 内は表1を参照して筆者が記入した。) 物メ三拾壱人 市兵衛 市兵衛 一二〇日入隊)	総平丹波守預り総平丹波守預り総平丹波守預り参人松平丹波守預り「次月二○日入隊」「八月二○日入隊」「次兵衛」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」「本子」<li< td=""></li<>			

一炭 壱俵	
一木	
木行燈 但油皿押共	

附木 拾把 白木火鉢箱 八間行燈

水油 蝋燭 燈心 五わ 壱升 七挺

八月十六日 一水油 壱升 八月十一日

火口

弐袋

一真木

燈心 炭 六わ 壱袋

火口 弐袋

附木

拾把

蝋燭 八挺

八月廿一日

右之品々毎月御下ケ被下置候、尤夏冬又者人数多少ニ寄違有之候」 水油 壱升

とあり、入隊時に薪・炭・附木・燈心・蝋燭・水油・火口などの消耗品

が配布されている。水油の消耗が早かったようで、月に三回も受け取っ ている。また、各部屋ごとに備え付けられていたのが次の品物である。

壱部屋預り品左之通り

七十五束

手桶 雑巾手桶

天秤棒 荷桶 火打箱

油徳利 大盥

但壱升入

雑巾

塵取

小盥

手箒

長火箸 四斗樽

竹箒 五合柄杓

髪結諸附共

弐せん

壱ツ 壱ツ 壱ツ

壱本 弐通 壱本

壱本

但瀬戸火鉢幷五得火器共 但銅カンテラ幷引上ケ紐引付

弐ツ

壱ツ 壱ツ

銅薬鑵 比々焼茶椀

番号弓張提灯

但石鎌共 但椶櫚縄共

壱張 弐十

壱ツ

壱荷

壱ツ 壱本

壱ツ

壱ツ

壱本 壱ツ

生活が開始した は、不十分な設備であろう。ともかくもこうして八月には兵士としての これらは一部屋分ではあるが、三〇人ほどの兵士が生活するにして

その時々で小隊の編制は頻繁に変わっている。しかし大枠は生兵と本隊 りをみると、大二五番小隊・大二七番小隊などがみられ、寅十月中旬に 四番小隊・五番小隊・六番小隊・七番小隊・八番小隊・生兵一番・生兵 である一〇の小隊からなりたっていたということができる。 は、大二七番小隊・大二八番小隊・大二九番小隊などがみられるなど、 の多少に応じて第二小隊が結成された。例えば九月下旬の屯所の部屋割 二番・生兵三番・生兵四番・太鼓方の一五の小隊に分かれており、 当時の御料兵は、 甲撒兵・乙撒兵・壱番小隊・弐番小隊・参番小隊 人数

し、それぞれ 話掛が決められている。八月に入隊した生兵の係りは七番小隊が担当 また、生兵はまだ経験の無い新人たちであるのでそれぞれ小隊から世

「生兵壱番之掛

七番小隊

惣代 大輔

生兵弐番之掛 同

同 嘉右衛門

八条領小作田邑同 八十郎

生兵参番之掛 同

生兵四番之掛

同

大森

同 武兵衛

とある。こうして本格的な訓練が八月晦日から開始されている。

戸張伝右衛門『慶応日記帳』にみる御料兵の実態について

まってきた時期である。この表からは、慶応二年八月以降十月初旬まで(16) りが多くみられるため適宜訂正を加えていることを附言しておく。伝右 支配代官なども参考にされた可能性があろう。 に配属されたものと思われる。その基準は定かではないが、出身地域や はいったん生兵として集められたあと、一定の基準に基づいて、各小隊 河方面の出身者がいないことから、各地から集まった幕領の兵賦人たち る。この後に伝右衛門が所属する二番小隊には、 であろう。しかも、その出身地は奥州から三州までの広がりを持ってい る。もちろん十月以降も兵賦人が集まってきていることはまちがいない におよそ五○人余りの村民が生兵四番に入隊し編成されたことがわか 衛門が入隊した慶応二年は東国諸国の幕領から続々と兵賦人が江戸に集 配属された兵賦人の一覧である。出身地の記載には郡名等に当て字や誤 ところで、表1は、慶応二年八月一三日以降十月頃までに生兵四番に 後述のように奥州や三

段階では、 ことができる。このときには各小隊にはそれぞれ取締役がおかれ、十月 号勿当人之名前御印一纏ニ致可差出様」との口達の内容からも窺う 不同ニ差出候而者御役所『御混雑之事故二七五ツ時ヨリ四ツ迠ニ可差出 各小隊取締から、「陣股引之儀大破レニ相成候分ハ踰処分方相成候積 とができたと思われる。この間激しい訓練があったことは、十月朔日の れる。八月晦日から一定の訓練をうけて十月になって小隊に入隊するこ さて、寅十月になると、伝右衛門の名は生兵四番から二番小隊にみら 尤少シ位之破レ者可成丈取繕被成、其上手入いたし兼候分ハ部屋番 撒兵壱番取締 清五郎・同 二番取締 松五郎·小隊壱番取

表 1 慶応 2 年寅年 8 月~ 10 月 御料兵生兵四番入隊者名簿

生兵四	悉入隊			出身地			
月	日	代官所名	国名	郡名	村名	氏 名	備考
8		松平肥後守御預り所			中野目村	要蔵	
8		松平肥後守御預り所			下高平村	国吉	
8		松平肥後守御預り所			下高平村	清蔵	
8	13			(置賜郡?)川沼村要田組	岡屋地村	亦吉	
8		松平肥後守御預り所			岡屋地村	松五郎	
8	20	森孫三郎支配		岩木奈良葉郡(楢葉郡)	下小花村	園之輔	 将軍他界につき出牢, 入隊
9	21	多田重三郎支配		石川郡	淺川村	清之丞	刊 年 世 介に フさ 田 午, 八 体
9	22	多田重三郎支配		白川郡	関岡村	太郎兵衛	
9	24	森孫三郎支配		伊達郡	上糠田村	佐助	
9	24	森孫三郎支配		伊達郡	立子山村	丹蔵	
9	24	森孫三郎支配		伊達郡	上小国村	庄蔵	
9	24	森孫三郎支配		信夫郡	上鳥渡村	善四郎	
8	13	北条平次郎支配		真壁郡	寺上野村	磯吉	
8	13	北条平次郎支配		真壁郡	寺上野村	維吉	
8	24	大竹左馬太郎支配		河内郡 (長上郡)	周塚村	政吉	
9	2	大竹左馬太郎支配		志田郡 (信太郡)	下嶋津村	貞蔵	
9	2	山内源七郎支配		浜郡 (芳賀郡)	東台村 (東田井村)		
9		山田源七郎支配		都賀郡	横倉新田	次左衛門	
9	1	今川要作支配			下高輪村	喜兵衛	
9	1	今川要作支配			下高輪村	六蔵 ・・・**	
9	26	今川要作支配			八幡塚村	六之輔	
9	6	大竹左馬太郎支配		埼玉郡	越谷宿	鉄五郎	
9	6	大竹左馬太郎支配		埼玉郡	裏慈恩寺村	代蔵	
9	16	大竹左馬太郎支配		埼玉郡	八条領西方村	五左衛門	
9	21	大竹左馬太郎支配		葛飾郡	本郷村	鹿蔵	
9	22	大竹左馬太郎支配		葛飾郡	佐左衛門村	勘蔵	
9	22	大竹左馬太郎支配		足立郡	戸塚村	庄蔵	
9	27	大竹左馬太郎支配		埼玉郡	徳力村	亀吉	
9	28	木村甲斐守支配		秩父郡	足カ久保村	常治郎	
8	13	佐々井半十郎支配		葛飾郡二郷半領	吉川村	伝右衛門	8月5日生兵五番に入隊
9	18	佐々井半十郎支配		葛飾郡	大畑村	駒吉	
9	26	佐々井半十郎支配	武州	葛飾郡二郷半領	横堀村	新次郎	
8	13	松村忠四郎支配	武州	足立郡	浦和村	廣吉	8月12日生兵五番に入隊
9	14	松村忠四郎支配	武州	足立郡	浦和宿	金治郎	
9	14	松村忠四郎支配		埼玉郡	久喜新町	藤右衛門	
9	26	松村忠四郎支配		小山郡 (豊島郡?)	上板橋村	誠兵衛	
9	6	大竹左馬太郎支配	下総	香取郡	神崎村本宿	長右衛門	
9	18	北条平治郎支配	下総	岡田郡	崎房村	三五左衛門	
9	24	大竹左馬太郎支配	下総	相馬郡	布佐村	与左衛門	
8	13	小川達太郎支配	上総	市原郡	山小川村	長左衛門	8月5日生兵五番に入隊
8	13	小川達太郎支配		周准郡	鹿子崎村	次兵衛	8月5日生兵五番に入隊
8	15	小川達太郎支配	上総	周准郡	鹿子崎村	八十吉	
8	20	松平丹波守御預り所	信州	伊奈郡	沢村	惣兵衛	将軍他界につき出牢, 入隊
8	20	松平丹波守御預り所	信州	筑摩郡	今村	与七郎	将軍他界につき出牢, 入隊
8	20	松平直一郎支配	信州	高井郡	中野村	小六	将軍他界につき出牢, 入隊
8	20	松平直一郎支配	信州	高井郡	片塩村	惣八	将軍他界につき出牢, 入隊
9	21	松本直一郎支配	信州	高井郡	竹原村	龍助	
8	27	松本直一郎支配	信州	佐久郡	本間川村	泰蔵	
10	2	田上勘蔵支配	三州	糠田郡 (額田郡)	足之谷村	甚之助	
. I ded	F-4- 1	記帳					

史料:『慶応日記帳』

取締 五番庄右衛門となっており、兵士への連絡や生活の管理など、月締 栄輔・小隊弐番取締 敏郎・同三四番取締 四番惣三郎・同五六番

②二番小隊への入隊と出動

番で屯所全般の取締をしている。

敏郎 れる。 は、全部で三七名、 卯春名簿には出てこないもの、二番小隊に名前がないが、卯春名簿には 御料兵の名簿を照合させたものである。 関東幕領出身者で編成されていたこと、取締・小頭・小頭助の役職があ 記載があるものの三つに分類して作表した。これによると、二番小隊は 照し、二番小隊に名前が出て来るもの、二番小隊に名前が出て来るが, まりを示す名簿なのか不明であるが、大半が一度は二番小隊に所属した こないものも七名ほどみられる。従って、御料兵全体のどのようなまと もので、二番小隊のみの名簿ではなく、二番小隊に一度もなまえが出て の幕領の代官ごとに七三名の兵賦人の名前・年齢・出身地が記載された った時々のメンバー一覧と、 年)正月、辰三月にメンバー改めの記録がみられる。表2は、 月中旬、 ことがあるものたちであるので、隊の性格をみる上で有効であるため対 日記には、 史料に基づいてもう少し詳しくみていくと、寅十月頃の二番小隊 小頭が同じく江川太郎左衛門支配下武州多摩郡八王子村の隼之 隊員数は三四から五二人と常に変化していることなどが見て取 寅十一月、 伝右衛門が所属した二番小隊について、 取締が江川太郎左衛門支配下相模国高座郡藤沢宿 卯 (慶応三年) 卯春に作成された関東幕領から集められた 春、 卯春に作成された名簿は、 卯十月、卯十一月, 寅 (慶応二年) 辰 確認があ (慶応四 関東 +

> 助、 うして卯十月にはいわゆる御料兵がほぼ出揃い、 には五十二人になっており、 いっている間は四九人、卯正月から横浜で訓練を積んで帰屯後の卯弥生 寅十月三七名から十一月には四四名に増加し、 蔵・惣左衛門・弥三郎)・惣代二名に増加している。 締敏郎のほか、 左衛門・弥三郎)、小頭が二名 辰ノ口屯隊伍」では一○班で、取締一名のほか小惣代が三名 ○班になり、 助・小頭助は岩口村貞蔵が卯十一月まで勤めている。 た。藤沢宿敏郎は辰正月まで一貫して頭取を勤め、 ぞれ三~四人で班を形成し、 人数構成になっている。 小頭とも江川配下の兵賦人が任命されていることは注目できる。それ 小頭助が今川要作支配下の武州荏原郡岩口村の貞蔵であった。 惣代二名 小頭三名 (多吉・仁右衛門) があらたに選ばれた。「卯春 (隼之助・代五郎・国治郎)、 全部で九班が取締・小頭の下で行動してい 日々人数が増加していることがわかる。 (隼之助・代五郎)、 卯春伝右衛門らが横浜に 整理されて次のような 小頭は八王子村隼之 「卯弥生改」では取 この間二番小隊も 寅十一月からは 小頭助三名 (貞蔵・惣 取締

「 兵賦人別

(十月) 十五日 竹橋6四拾四人帰り

五拾九人 甲撒兵

三拾六人 壱番小隊

三拾九人

乙撒兵

四拾人 弐番小隊

四拾壱人 三番小隊

戸張伝右衛門『慶応日記帳』にみる御料兵の実態について

表 2 御料兵二番小隊名簿

								- Т						
		二寅	寅 11	卯	卯	二卯 番10	(出 出 11	辰 正	辰	ij	D春名簿に記載がある	御料兵	兵 73 名の年	F齢・出身地
	氏名	一番小隊)	月頃	春辰口屯隊伍	弥生改	留小隊(40人)	[流山出陣時]	正月下旬改	3月四番小隊	年齢(卯春)	支配所	国名	郡名	村名
	鉄次郎 (紋右衛門)			0	0	0	0	0	0	44	今川要作支配	武州	橋郡 (橋樹郡)	牛宇田村
	勘兵衛		0	0	0	0	0	0		31	今川要作支配	武州	稲毛領	管村
	喜兵衛			0	0	0	0	0	0	37	今川要作支配	武州	荏原郡	高縄村
	貞蔵	小頭助	小頭助	小頭助	ス	小頭助	小頭助			29	今川要作支配	武州	荏原郡	岩口村
	是助	0	0							27	今川要作支配	武州	多摩郡	子金村
	代五郎			小頭	小					35	今川要作支配	武州	多摩郡	西久保村
	銀蔵		0	0	シ					28	今川要作支配	武州	豊島郡	土支田村
	敏郎	取締	取締	取締	1	取締	取締	取締		32	江川太郎左衛門支配	相州	高座郡	藤沢宿
	七五郎	0	0							30	江川太郎左衛門支配	相州	津久井県	中野村
	團治郎				小	0	0	0	0	35	江川太郎左衛門支配	相州	津久井県	寸沢嵐村
	重五郎	0	0	0	0	0	0	0	0	37	江川太郎左衛門支配	武州	多摩郡	田無村
	善兵衛	0	0	0	0	0	0	0	0	33	江川太郎左衛門支配	武州	多摩郡	木曾村
	隼之助	小頭	小頭	小頭	小	小頭	小頭			25	江川太郎左衛門支配	武州	多摩郡	八王子村
	登之助			0	0	0				25	江川太郎左衛門支配	武州	多摩郡	日野宿
	健三郎			0	0	0	0		0	31	江川太郎左衛門支配	武州	多摩郡	野田新田
	金之助			0						24	大竹左馬太郎支配	武州	葛飾郡	杉戸村
	吾助			0	0	0	0	0	0	23	大竹左馬太郎支配	武州	葛飾郡	幸手宿
	菊蔵	0	0							36	大竹左馬太郎支配 ⇒川津伊豆守支配	下総	香取郡	万力村
	延吉	0	0		0					23	大竹左馬太郎支配 ⇒川津伊豆守支配	下総	香取郡	田部村
	繁蔵	0	0	0	0					25	大竹左馬太郎支配 ⇒川津伊豆守支配	常州	河内郡	飯出村
番小隊に名前が出	幸右衛門	0	0	0	0	0		0	0	22	大竹左馬太郎支配 ⇒川津伊豆守支配	武州	葛飾郡	堤峯村
に名前の	金之助	0	0	0	0	0	0	0	0	23	大竹左馬太郎支配 ⇒川津伊豆守支配	武州	葛飾郡	本郷村
が出て	銀蔵	0	0	0	0	0	0	0	0	19	大竹左馬太郎支配 ⇒川津伊豆守支配	武州	葛飾郡	川藤村
て来るも	多吉 (太吉)	0	惣代	惣代	ソ	惣代	小頭助			37	大竹左馬太郎支配 ⇒川津伊豆守支配	武州	埼玉郡	西新井村
Ŏ	林兵衛	0	0	0	0	0	0	0	0	28	小川達太郎支配	房州	朝夷郡	白浜村
	勇助	0								40	小川達太郎支配	房州	朝夷郡	前田村
	平六	0	0	0	0					35	小川達太郎支配	房州		石堂村
	重蔵	0								36	小川達太郎支配	房州		荒川村
	助右衛門	0	0	0	0					-	小川達太郎支配	房州		石堂村
	石蔵		0							33	小川達太郎支配	房州	-	二部村
	伝八郎	0	0	0	0	0		0	0	_	木村甲斐守支配	_	群馬郡	北牧村
	喜多重 喜一郎	0	0	0	0	0	0	0	0	29	木村甲斐守支配	武州	秩父郡	三山村
	(友次郎)			0	0	0		0	0		佐々井半十郎支配		葛飾郡	堀江村
	善治郎			0	0	0	0	0	0	-	佐々井半十郎支配	_	葛飾郡	上明典村
	三右衛門				0	0	0	0	0	-	佐々井半十郎支配		葛飾郡	下新宿村
	半七			0	0	0	0	0	0	 	佐々井半十郎支配 佐々井半十郎支配		足立郡	花又村
	物次郎		_							44 22			葛飾郡 喜飾郡	下笹塚村
	八五郎	0	0		0	0	0	0	0	-	佐々井半十郎支配	_	葛飾郡 葛飾郡	金町村 上彦川戸村
	彦次郎 猪之吉	0	0		0	0		0		_	佐々井半十郎支配 佐々井半十郎支配		高 脚 郡 高 節郡	三輪野江村
	角之古 駒吉	\vdash	0	0	0	0	0	0	0	-	佐々井半十郎支配		高 脚郡	
	別 伊 六郎	-	0	0	0	0	0	0	0		佐々井半十郎支配	_	高 期 郡 葛 節郡	向島村 西浮田村
	弥三郎	-		小頭助	ス	小頭助		小頭助	0	_	佐々井半十郎支配		葛 飾郡	谷左衛門新田
			0	小姐別		小頭助	小姐助	小頭助						
	倉松 萬市		0		0						佐々井半十郎支配	_	葛飾郡 葛飾郡	松本村 猿ノ又村
		-		0	U					-				
	岩治郎	<u> </u>		0						22	佐々井半十郎支配	此州	葛飾郡	船堀村

伝右衛門 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		仁右衛門	0	惣代	惣代	ソ	惣代	小頭助	小頭助	0		佐々井半十郎支配	武州	葛飾郡 葛西領	押上村
横右衛門 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		伝右衛門	0	0		0	0	0	0	0	42	佐々井半十郎支配	武州		吉川村
佐々井平丁原文配 京		幾三郎	0									佐々井半十郎支配	武州	葛飾郡	亀井戸村
お氏衛 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		磯右衛門	0									佐々井半十郎支配	武州	葛飾郡	油ノ村
藤蔵 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		(次兵衛・	0	0	0	0	0	0	0	0	31	福田所左衛門支配	下総		手賀新田
型左衛門					0	0	0	0	0	0	28	福田所左衛門支配	下総	千葉郡	大和田新田
接次		竹之助		0	0						25	福田所左衛門支配	常州	河内郡	太田村
万之助 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		惣左衛門			小頭助	ス					37	福田所左衛門支配	常州	筑波郡	足高村
国之助		長次	0	0	0	0					36	北條平四郎支配	下総	岡田郡	鎌庭村
個之別		芳之助	0	0	0	0	0	0	0	0	23	北條平四郎支配	下総	猿島郡	生子村
黄吉 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		国之助	0	0	0						29	北條平四郎支配	下総	結城郡	
古蔵		佐左衛門		0	0	0	0	0	0	0	26	北條平四郎支配	下総	結城郡	平塚村
他太郎 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		寅吉	0	0	0	0	0	0	0		26	松村忠四郎支配	武州	足立郡	久保深ケ作村
参吉 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		吉蔵		0	0	0	0		0	0	23	松村忠四郎支配	武州	足立郡	下青木村
株蔵		亀太郎	0	0	0						34	松村忠四郎支配	武州	埼玉郡	下岩瀬村
藤太 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		参吉	0	0	0	0	0	0	0	0	33	松村忠四郎支配	武州	埼玉郡	細間村
市五郎		林蔵		0	0	0	0	0	0	0	18	松村忠四郎支配	武州	埼玉郡	砂原村
岩五郎		藤太		0							28	松村忠四郎支配	武州	新座郡	保谷新田
田一		市五郎		0		シ	0	0			39	山内源七郎支配	野州	芳賀郡	瓦田村新田
本工郎		岩五郎		0							31	山内源七郎支配	野州	河内郡	雀ノ宮宿
報之助	出二	留次郎	0	0	0		0	0	0	0					
報之助	て番	弥五郎	0												
孫治郎	な隊	重五郎		0											
数五郎 大右衛門 大右衛門 一	者辰	鋼之助				0	0		0	0					
大名前が出て来るが、	番	孫治郎							0	0		不明			
大名前が出て来るが、	小账	勘五郎								0					
市三郎	_	丈右衛門								0	Г				
市三郎	名	三左衛門			0										
市三郎	前が	留吉				0									
市三郎	出	恒吉				0									
市三郎	マ来	徳三郎							0						
市三郎	るが	大之助							小頭						
東吉 19 福田所左衛門支配 下総 葛飾郡 藤原新田 春の小海隊 第五兵衛 43 福田所左衛門支配 常州 (筑波郡) (今鹿鳥村) 虎松 34 山内源七郎支配 野州 芳賀郡 境村 隅蔵 19 佐々井半十郎支配 武州 足立郡 南草加村 八郎 25 松村忠四郎支配 武州 足立郡 三宝村 清吉 23 今川要作支配 武州 長病郡 下入山村 又三郎 21 小川達太郎支配 武州 長柄郡 上吉井村	,	市三郎							小頭助						
東吉 19 福田所左衛門支配 下総 葛飾郡 藤原新田 春の小海隊 第五兵衛 43 福田所左衛門支配 常州 (筑波郡) (今鹿鳥村) 虎松 34 山内源七郎支配 野州 芳賀郡 境村 隅蔵 19 佐々井半十郎支配 武州 足立郡 南草加村 八郎 25 松村忠四郎支配 武州 足立郡 三宝村 清吉 23 今川要作支配 武州 長病郡 下入山村 又三郎 21 小川達太郎支配 武州 長柄郡 上吉井村	別春	廣吉								0					
東吉 19 福田所左衛門支配 下総 葛飾郡 藤原新田 春の小海隊 第五兵衛 43 福田所左衛門支配 常州 (筑波郡) (今鹿鳥村) 虎松 34 山内源七郎支配 野州 芳賀郡 境村 隅蔵 19 佐々井半十郎支配 武州 足立郡 南草加村 八郎 25 松村忠四郎支配 武州 足立郡 三宝村 清吉 23 今川要作支配 武州 長病郡 下入山村 又三郎 21 小川達太郎支配 武州 長柄郡 上吉井村	名締	弥重								0					
東吉 19 福田所左衛門支配 下総 葛飾郡 藤原新田 春の小海隊 第五兵衛 43 福田所左衛門支配 常州 (筑波郡) (今鹿鳥村) 虎松 34 山内源七郎支配 野州 芳賀郡 境村 隅蔵 19 佐々井半十郎支配 武州 足立郡 南草加村 八郎 25 松村忠四郎支配 武州 足立郡 三宝村 清吉 23 今川要作支配 武州 長病郡 下入山村 又三郎 21 小川達太郎支配 武州 長柄郡 上吉井村	に	武助								0					
春番 名字 所 名字 院 にこ 記載前 がが あるい 者が、 第五兵衛 (第次郡) 第一 (今度島村) 大郎 音古 ス三郎 19 佐々井半十郎支配 (19 佐々井半十郎大田 (19 佐々井半十郎大田 (19 佐々井半十郎大田 (19 佐々井半十郎大田 (19 佐々井半十郎大田 (19 佐々井半十郎 (19 佐々井半十郎大田 (19 佐々井半十郎大田 (19 佐々井半十郎大田 (19 佐々井半十郎大田 (19 佐々井半十郎大田 (19 佐々井半十郎大田 (19 佐々井半十郎大田 (19 佐々井半十郎 (19 佐々井半十田 (19 佐々井半十田 (19 佐々井半十田 (19 佐々井半十田 (19 佐々井半十田 (19 佐々井半十田 (19 佐々井半十田 (19 佐々井半十田 (19 佐々十田 (19 佐本十田 (19 佐本十	は	真吉								0					
REA 34 山内源七郎支配 野州 芳賀郡 境村 記名 開蔵 19 佐々井半十郎支配 武州 足立郡 南草加村 八郎 25 松村忠四郎支配 武州 足立郡 三宝村 清吉 23 今川要作支配 武州 程原郡 不入山村 又三郎 21 小川達太郎支配 武州 長柄郡 上吉井村	卯二	昌治郎									19	福田所左衛門支配	下総	葛飾郡	藤原新田
REA 34 山内源七郎支配 野州 芳賀郡 境村 記名 開蔵 19 佐々井半十郎支配 武州 足立郡 南草加村 八郎 25 松村忠四郎支配 武州 足立郡 三宝村 清吉 23 今川要作支配 武州 程原郡 不入山村 又三郎 21 小川達太郎支配 武州 長柄郡 上吉井村	春 名 海 海 隊	弥五兵衛									43	福田所左衛門支配	常州	染婆郡 (筑波郡)	
るい 者が 又三郎 1清吉 23 今川要作支配 武州 荏原郡 不入山村 21 小川達太郎支配 武州 長柄郡 上吉井村	にに記名	虎松									34	山内源七郎支配	野州		境村
るい 者が 又三郎 1清吉 23 今川要作支配 武州 荏原郡 不入山村 21 小川達太郎支配 武州 長柄郡 上吉井村	載前	隅蔵									19	佐々井半十郎支配	武州	足立郡	南草加村
るい 者が 又三郎 1清吉 23 今川要作支配 武州 荏原郡 不入山村 21 小川達太郎支配 武州 長柄郡 上吉井村	ががな	八郎									25	松村忠四郎支配	武州	足立郡	
文三郎 21 小川達太郎支配 武州 長柄郡 上吉井村	2011	清吉									23	今川要作支配	武州	荏原郡	不入山村
二番小隊人数 37 44 49 52 41 34 39 38		又三郎									21	小川達太郎支配	武州	長柄郡	上吉井村
	二番	小隊人数	37	44	49	52	41	34	39	38					

史料:『慶応日記帳』

三拾弐人 四番小隊

弐拾九人 五番小隊

弐拾八人 弐拾八人 七番小隊 六番小隊

三拾壱人 八番小隊

弐拾人 三拾人 生兵壱番 太鼓方

〆四百拾三人

致している。伝右衛門の属する二番小隊は、 (汀) この人数は、勝海舟の『海軍歴史』に記載の 『海軍歴史』に記載のある御料兵の人数とほぼ 卯十月二三日改でも四〇

人となっている。

卯十一月五日には、

「撒兵中隊

九拾八人

三番小隊

参番中隊

六拾九人

/ 六番小隊

四番中隊

六拾三人

、四番小隊

五番小隊

壹番中隊

六拾七人

八番小隊

、弐番小隊 六拾九人

七番小隊

弐番中隊

右御用中改中隊与唱候事

とあり、弐番小隊は七番小隊とともに弐番中隊に属している。

十一月二

九日には御料兵らは、 龍ノ口屯所を出立し三番町屯所に引っ越して

霜月晦日改めの隊伍では、二番小隊は七班で三四人、頭取一名、小

る。

二名、 小頭助四名の構成となっている。このときの日記には、西丸屯

所下に御老中格陸軍総裁松平縫殿頭以下四五名の幕府軍と、中隊を指揮

する頭取・差図役・同下役の連名が記されており、大規模な編成替があ

ったことが窺える。この卯十一月二九日は、前日竹内啓らが下野国出流

編成した軍事体制であったと思われる。幕府軍の中には、 山で挙兵するという事件が発生しており、幕府がその追討を目的として 歩兵頭同並と

して、 加藤平内・大鳥武助(圭介)の名も見え、藤沢宿敏郎を取締とす かれらのもとに編成され、一二月一一日竹内啓ら徒党の

追討の後、二二日には江戸の薩摩藩邸の襲撃にも出動している。 る二番小隊も、

加藤平内屋敷内に詰め、 引き続き江戸城近辺の警備を行っている。二月二三日からは下谷長者町 慶応四年辰正月鳥羽伏見の戦で幕府軍が敗北したあとも、兵士たちは

の「三月六日改」では、御料兵は「壱番小隊三十九人、弐番小隊三十九 夜は上野山下を巡邏している。江戸開城決定前

人、三番小隊三十九人、四番小隊三十九人、五番小隊三十九人、六番小

弐百八十四人」とあり、六小隊で規模もかなり縮小している。伝右衛門 隊三十八人、生兵壱番十二人、病院十九人、教導役五人、鼓手十五人メ

は四番小隊に属していた。また「塩谷敏郎・内田鏳三郎・岩城庄右衛門

澤田啓左衛門右四人教導役、加藤平内殿ゟ被仰付候、又壱人児島雄左 五人の教導役が加藤平内から任命されていた。江戸城脱

衛門」とあり、

たと考えられる。 走は四月十一日の明け方のことであるが、これが脱走前最後の姿であっ

③給金・諸手当受け取りの実態

では次のような取り決めがなされている。して出るにあたって、かなりのまとまった金子を保証されていた。村々して出るにあたって、かなりのまとまった金子を保証されていた。村々ここでは脱走前の給金についてみておきたい。伝右衛門らは兵賦人と

「兵賦御給金壱ヶ年壱人二付金拾両つつ被下置、私共村々ら金三拾両「兵賦御給金壱ヶ年壱人二付金拾両つつ御取極相成、右之内拾両者御支ツツ差出し、都合壱ケ年金四拾両つつ御取極相成、右之内拾両者御支が一一月を添其段申上候得共(者カ)御役所ニおいて御渡被下候積り…且御給金拾両之外村々ら差出候金三拾両也来寅年ら以来二月五月八月十一月を拾両之外村々ら差出候金三拾両つつ被下置、私共村々ら金三拾両「兵賦御給金壱ヶ年壱人二付金拾両つつ被下置、私共村々ら金三拾両

めて一年間給金として渡されるのは三○両で、一月あたり二両二分となめて一年間給金として渡されるのは三○両でき、役所からの一○両を含い、兵賦として差し出した月から毎月十二月まで銘々に渡される。四○二のうち退役時に渡される御備金一○両を除き、役所からの一○両を含い、兵賦として差し出した月から毎月十二月まで銘々に渡される。四○二のうち退役時に渡される御備金一○両を除き、役所からの一○両を含めて一年間給金として渡されるのは三○両で、一月あたり二両二分となめて一年間給金として渡されるのは三○両で、一月あたり二両二分となめて一年間給金として渡されるのは三○両で、一月あたり二両二分となめて一年間給金として渡されるのは三○両で、一月あたり二両二分となめて一年間給金として渡されるのは三○両で、一月あたり二両二分となめて一年間給金として渡されるのは三○両で、一月あたり二両二分とないのうち退役時に渡される御備金一○両を除き、役所からの一○両を含めて一年間給金として渡されるのは三○両で、一月あたり二両二分とないれている。

ことになっていたことがわかる。 両の支払いを懇願する手紙を出しており、村側から三○両を受け取れる所が敗れた慶応四年辰正月に、伝右衛門らが兵賦組合に対して給金三○高。二郷半領兵賦組合においても、先にみたように、鳥羽伏見の戦で幕

では脱走前の受取り状況をみておきたい。日までに分けて、給金手当の受取りについての詳細な記録がある。ここ四年四月九日までと江戸城脱走後の慶応四年四月十五日から十二月二九には、伝右衛門が入隊する直前の慶応二年八月三日から脱走直前の慶応

では実際にはどのように支払われているのであろうか。

『慶応日記帳

給金の基本給として支払われた金額の記録であると考えられる。このう Ħ 七月一二日、八月五·二五·九月一四日、 一八日と二六日、三月二四日、四月二四日、 十月二六日、十一月二四日、十二月一七日、慶応三年一月一四日、二月 われる給金・諸手当からみていくと、慶応二年八月二四日、九月二五日 などからそれぞれ判断し表を作成した。まず、幕府から支給されたと思 て記載されている。ここでは、支給方法、支給された場所、支給人氏名 って兵賦組合から受け取った給金と、幕府から受け取った給金が混在し おそらくこれは支度金として支払われたものである。このあと、日を追 村虎蔵から二度に分けて三両一分を受け取ったことが記録されている。 一覧にしたものである。記載は入隊前の八月三日・四日からあり、木売 表3は日付ごとに受取場所・給金の差出人・給料諸手当の金額などを 慶応四年一月二〇日、二月一四日、三月一四日は、 十月四· 一九日、 五月二一日、六月二六日 前借も含め兵賦 一一月一七

表3 脱走前の兵賦給金受取の実態

				200	旅足削り大照和 ± 文 取り	- 22.5.	
年	月	日		当月分給料 幕府から	・諸手当など村から	支払い人	受取場所
\vdash	Q	3,4		一	3両1分	木売村虎蔵様	
	8	24		2 両 2 分	0 P3 1 /J	御支配関根勘十郎様	小川町屯所
	9	13	夜	21927	当年夜着代之内半分3両	上彦川戸村仙太郎・中曽 根村初右衛門両人より	生兵四番
寅	9	25		2 両 2 分		御支配様ゟ	 小川町屯所
(慶	10	23	夜		当年夜着代之内1両	長沼村藤左衛門様より、 上彦川戸村仙太郎立合	馬喰丁四丁目大坂 屋次兵衛宅
応 2	10	26		2両2分		御支配橋本様	小川町屯所
	11	14	夜		金1分借用	木売村虎蔵様	馬喰丁四丁目大坂 屋次兵衛宅
	11	24		2両2分		御支配様ゟ	小川町屯所
	12	17		2両2分		御支配様	小川町屯所
li	12	27		来年增金之内 5 両受取		佐々井半十郎様	小川町屯所
\Box	1	14		2両2分		御支配関根勘十郎様	小川町屯所
	2	14		30 日門番勤務手当(1 日 1 欠宛 30 日分)2 分			横浜太田町陣屋
	2	18		1両1分			龍ノ口屯所
	2	26		1両1分			龍ノ口屯所
	2	27			夜着代之内1両、酒食代2 貫500文	長沼村藤左衛門様より	弐郷半領茂田井村 橋本
	3	24		2両2分		御支配様	龍ノ口屯所
	4	24		2両2分		御支配関根様	龍ノ口屯所
	4	24			夜着代之残り差引2分2朱、 他に2朱時かり		馬喰丁四丁目大坂 屋次兵衛宅
li	5	21		2両2分			龍ノ口屯所
	5	25		蚊屋料2両2分		小頭慶左衛門様	龍ノ口生兵壱番宅
	6	21		横浜交代金之内2両2分		小頭慶左衛門様	生兵宅
卯	6	26		2両2分		小頭慶左衛門様	生兵宅
慶	7	9		増金之内2両2分		小頭慶左衛門様	
慶応3	7	12		当月給料分前借2両2分		弥三郎様(二番小隊小頭)	
0	8	5		当月給料之内1両1分(前借)			馬喰丁郡代屋敷
	8	25		2両1分(1分は前借1両1 分5日に引き落とし候積り)		関根様より	龍ノ口屯所
	9	14		1両2分		御支配様	龍ノ口屯所
	10	4		1両1分			郡代
	10	19		1両1分			郡代
	11	17		2両2分		御支配関根勘十郎様	龍ノ口屯所
	11	25	夜		領中自愛金5両	龍助 (二郷半兵賦人)	生兵壱番
	12	2			2分時借	長沼村藤左衛門	浅草見附前
	12	10		2両 日光繰り出しにつき		御支配様	三番町屯所
	12	10		2 両		慶左衛門様	生兵宅
	12	26			領中より繰出金1人前5両宛(藤左衛門に2度2両2 分借金之内1両引き、入用2 分引き、3両2分受取り)	岩太郎・勘五郎両人より (二郷半兵賦人)	撒兵宅
	1	20		給料前借2両1分		慶左衛門様	西丸下屯所
	2	14		給料前借2両1分		仁右衛門様(二番小隊小頭)	西丸下屯所
辰	2	17			領中より兵賦手当金(1年 20両之内当7両之内1両借 用引き6両)	慶左衛門様	六番生兵部屋
慶	3	14		2両1分		教導役慶左衛門宅	西丸下屯所
応 4	3	25	朝	**	7月分6両2分之内3両時借	長沼村藤左衛門両人より	花和田村俊太郎宅
±	4	5	夜		2 両	徳太郎 (二郷半兵賦人)	四番
	4	6	朝		1分	岩太郎 (二郷半兵賦人)	壱番部屋
	4	6	-		2分	大坂屋次兵衛方より返済	
	4	9	昼後	兵賦手当1両1分		御掛様	西丸下屯所
<u></u> ф ¥	et ·	rec d	5日記	旭			

史料:『慶応日記帳』

から、 壱両引壱両弐分御支配様

ら龍ノ口屯所ニ

而受取」などとあり、 例えば慶応三年八月五日「馬喰町郡代屋敷ニおゐて当月之給料之内壱両 応四年になると金二両一分に減額されていることがわかるが、 ち慶応二年三年は、 に馬喰町郡代屋敷で一両一分ほど八月分給料の前借をし、 之給料弐両弐分之所八月五日壱両壱分前借仕同月廿五日壱分引残り今日 分ハ前借壱両壱分当月ニ引落候積り関根様ヨリ」、 **壱分受取」、八月廿五日** になり、給金の支払いも差引計算されるなど、多少複雑になっている。 れる。また、慶応三年になると、給金前借の記載も頻繁にみられるよう ることから、 詳細は不明であるが、伝右衛門が所属する二番小隊の小頭ではないこと 郎様」などからも受け取っている月がみられる。慶左衛門については などと記載されているが、 は、多くの場合「御支配関根勘十郎様」「御支配様ゟ」「御支配橋本様. 分けて支給されるなど、変則的な月もあったようである。 給金の支払いは当初月一回であるが、翌年になると、一両一分を二回に はほぼ取り決めに示されていた計算通りに支給されていたとみて良い 定期的に給料として支払われていたことがわかる。ひと月分の基本給金 したのであろう。弥三郎は、二番小隊の「小頭」としてその名前がみら 、口屯所で八月分給金として二両一分を受け取り、 他の小隊の小頭であると考えられ、慶応四年には「教導役」とあ 信用のおける者として幕臣に代わって給金の支払いを代行 ひと月あたり金二両二分支払われていたことや、 「龍ノ口屯所ニ而当月給料弐両壱分受取、 慶応三年になると「小頭慶左衛門様」「弥三 九月十四日には九月 九月十四日 給金の支給者 八月二五日龍 ほぼ毎月 八月五日 - 「当月 尤壱 慶

のころ幕府も混乱し支払いも滞っていた可能性を示している。ている。また慶応四年になると、一月・二月とも前借を行っており、こけ取っている。つまり八月の前借分を九月分で清算していることになっ分として二両二分のところ、八月中の前借分を差し引いて一両二分を受

それにしても給金前借をしなければならないところをみると、 ことがわかる。 とは別に出動が発生した場合には、手当金として五両が支払われていた 五両受取」とあり、 動に際しては、十二月十日「日光操出しニ付御支配様ゟ三番丁屯所ニ而 日記の記載はこの日一 ているが、同年六月二一日「生兵宅ニ而横浜交代金之内弐両弐分受取慶 わかる。横浜交替金は、この日記帳の中で金五両であったことがわかっ の手当金二分が支給され、このほか「横浜交替金」が支給されたことが 候手当として壱日ニ壱匁宛三十日分弐分受取」とあり、 間横浜で訓練をうけた手当として「横浜太田町陣屋ニ而三十日門番相勤 ていることがわかる。慶応三年二月一四日には、 分慶左衛門様ゟ受取」とあり、総額は不明だが、数回に分けて支給され として五両を受け取っている。 々井半十郎から「来年増金之内五両受取」とあり、給金とは別に増し金 には臨時で手当金が支給されている。慶応二年一二月二七日には代官佐 また、基本給のほかにも、増し金や横浜での訓練時、 以上のほか、 別に五両を受け取っている。このように、 複数回にわけて支払われたことがわかる。ただし 回のみである。このほか慶応三年十二月十日の出 蚊屋料として二両二分が支給されている。 慶応三年七月九日にも 一月一五日から一ケ月 「増金之内弐両弐 横浜での訓練中 実践での出 兵士の生 通常勤務 動時

活は苦しかったことが窺える。

四月二 助より領中自愛金五両受取」とあり、 ただし、 借用之内壱両引、 兵賦組合からの支給であると判断できる。十二月二六日薩摩藩邸襲撃後 などもしている。また、慶応三年一一月二五日には「夜生兵壱番ニ而龍 などで行われ、 らが立会のもと、 支払われている。支払は兵賦惣代長沼村藤兵衛や弐郷半領兵賦組合の者 長沼村藤左衛門様より夜着代之内壱両受取、外ニ酒食ノ代弐メ五百文」、 戸村仙太郎立会ナリ」慶応三年二月二七日「弐郷半領茂田井村橋本ニ而 衛宅ニ而当年夜着料之内壱両長沼村藤左衛門様より受取、 夜着代は、このあと、慶応二年十月二三日「夜馬喰丁四丁目大坂屋次兵 村側から夜着代として六両支給されることになっていたことがわかる。 初右衛門両人ヨリ生兵四番ニ而当年夜着代之内半分三両受取」とあり、 ている。また慶応二年九月一三日には、「夜上彦川戸村仙太郎中曽根村 われている。 ら受取」とあり、年末の出動時にも一人当たり金五両を受け取っている。 是二而不残相済酒食之代共外ニ弐朱時かり」とあり、 方村側からも年四回の支払いのほかにも支度金や夜着代などが支払 「操出シ金領中ゟ壱人前五両宛、尤藤左衛門様ニ弐度ニ弐両弐分 四日 既に借金があったため実際にはその分を差し引いた三両二分を 「夜馬喰丁大坂屋次兵衛方ニ而夜着代之残り差引弐分弐朱受 入隊前には二回に分けて木売村虎蔵から三両一分が渡され その際には村人から酒食代を受け取り、 又入用弐分引、 屯所の宿所や馬喰丁の大坂屋次兵衛宅、 三両弐分撒兵宅ニ而岩太郎勘五郎両人 「領中」とあることから二郷半領 金子を借用する 四回に分けて 其砌り上彦川 茂田井村橋本

を代表して出たものとして援助を継続して行っていたのである。を代表して出たものとして援助を継続して行っていたのである。またお愛金などの名目で、給金とは別に支払いがあったことがわかる。またお愛金などの名目で、給金とは別に支払いがあったことがわかる。またおでは事を手伝っていたことが知られる。こうして兵賦人を出した組合村の仕事を手伝っていたことが知られる。こうして兵賦人を出した組合村の仕事を手伝っていたことが知られる。このように、村からも支度金や夜着代・自元同僚から受け取っている。このように、村からも支度金や夜着代・自元同僚から受け取っている。

次兵衛方借用返ス、 日朝壱番部屋ニ而岩太郎ゟ壱分受取都合弐両壱分受取、 との記録がある。 郎方にて、兵賦惣代両名から七月分六両二分のなかから三両を借用した されている。また三月二五日には 領中から支給される兵賦手当金として借金分一両を差し引いた六両が渡 慶左衛門様

は

を

で

受

取

」

と

あ

り
、

小

頭

で

翌

月

に
は

教

導

役
と
なる

慶

左

南

門

か

ら

、 の中で変則的になっていたことも窺える。慶応四年二月一七日には とから、二月五月八月十一月の年に四回の村側からの支払いが滞り混乱 も二両一分となり、 に、慶応四年幕府の鳥羽伏見での敗走がわかると情況は一変する。給金 るが、借金を頻繁に行うなどその生活は楽ではなかったようである。 ところで、兵賦人たちは総額でみると大金を受け取っていたようであ その後四月五日 しかも既述のように一月二月は前借となっているこ 都合弐両三分受取」とあり、 「夜徳太郎ゟ四番ニ而弐両受取、 「朝花和田村俊太郎宅ニ而長沼村藤左 四月五日六日に四月分 外二弐分大坂屋 花和田 ·村俊太

賦惣代から七月分六両二分の内から三両を借用しており、 門も三月二五日娘の病気見舞いとして屯所を無許可で出たときにも、 兵賦人として出た三八人からは、 間の家族の生活の支えでもあり、三月九日には佐々木半十郎代官所から う。それでも四月まで二両一分の給金の支払いは継続されており、二月 捨 場出張之砌り御手当金三拾両宛被下候趣ニ而御用相勤罷在候處、 最後の給金であった 手当与して壱人前壱両壱分被下」とあり、 給金受取の最後の記録として「昼後西丸下屯所ニ而御掛り様ゟ兵賦エ御 おりから、 れる御備金一○両の早期下げ渡しを願っている(第1章参照)。伝右衛 対応の努力をしていたことが窺える。しかし、給金は兵士たちが不在 には領中から兵賦手当金として七両が支払われていることから、 時期兵士たちの給金の支払いは保証されないものになっていたのであろ 之外二而、 金拝借仕度候處、 代両名にあてた書状の中で、「旧冬中上州浪人追討仰せつけられ右手当 でみたように、 の給金二両一分を元同僚から受け取っている。このように慶応四年にな 向後何様之御取計ニ相成候哉茂難量」という状況下にあった。この 給金はそれまでとは異なった支払い方がなされている。 兵士とその家族の生活は逼迫していたようである。 御支配之御役合ニ相成聊之御手当ニ預り我々共各々方ニ被見 慶応四年一月七日には二郷半領の兵賦人六名から兵賦惣 餘急場ニ而迚も間合不申、…兼々対談之金子右者戦争 五年間の御用が終了した時点で支払わ これが脱走前屯所で渡された 諸物価高騰の 四月九日 既に前 此度以 村側も

応四年四月一一日以降の動向については別稿で検討することにしたい。後の動向について、兵士の目線からその詳細を伝える史料はほとんどなく、本稿で紹介した『慶応日記帳』はその点でも貴重な記録史料であるといえる。特に伝右衛門と同じ時期に入隊した御料兵の氏名や出身地やといえる。特に伝右衛門と同じ時期に入隊した御料兵の氏名や出身地やといえる。特に伝右衛門と同じ時期に入隊した御料兵の氏名や出身地やといえる。特に伝右衛門と同じ時期に入隊した御料兵の氏名や出身地やといえる。特に伝右衛門と同じ時期に入隊した御料兵の入隊人の動向については別稿で検討することにしたい。

注

1 兵賦に関する研究としては、飯島章「文久の軍制改革と旗本知行所徴発兵 史評論』五九三号一九九九年)、同 像が明らかにされ、また一九八〇年代以前の研究についても触れ、 動員との関わりで―」(『たなしの歴史』2、一九九〇年)、高木秀彰「史 史評論』四九九号一九九一年)、同 史学研究』六五一号一九九三年)、 賦」(『千葉史学』二八号一九九六年、 ○○二年などがある。特に熊澤 会史』4 一ズ日本近現代史I』一九九三年)、 一九八七・一九九一年)、久留島浩「近世の軍役と百姓」(『日本の社 信州幕領兵賦関係史料 一九八六年)、野口武彦『幕府歩兵隊』中公新書一六七三 二 (保谷) 上・下」(『学習院大学史料館紀要』4 同 「幕末維新の動乱と田無―民衆の軍事 「幕府軍制改革の展開と挫折」(『シリ 熊澤徹 同「幕末維新期の軍事と徴兵」(『歴 「幕末の軍制改革と兵賦徴発」(『歴 徹氏の論文では、 「慶応軍役令と歩兵徴発」(『歴 兵賦調達の全体

整理もなされている。

- (2) 『埼玉県史』『神奈川県史』『長野県史』『八潮市史』『浦和市史』『四無市史』(名)『「大宮市史』『越谷市史』『福生市史』『日野市史』『大田区史』『田無市史』(名)『埼玉県史』『神奈川県史』『長野県史』『八潮市史』『浦和市史』『戸田市史』
- 六頁参照。 六頁参照。 六頁参照。 元子は『吉川市史 通史編近世Ⅰ』平成二六年刊 五六

16

- 謀秘録」(『改訂 維新日誌』6巻 一九六六年名著刊行会)などがある。歴史民俗博物館研究報告』第一五○集二○○九年三月、田中恵親「慶應兵軍兵士の戊辰戦記 塩谷敏郎「戊辰ノ変夢之桟奥羽日記」の翻刻(『国立
- (6)「元治二年御用留」『吉川市史 近世史料編』二九六番参照。
- (7) 『吉川市史 近世史料編』二九六番参照。
- (8) 『吉川市史 通史編近世Ⅰ』五五五~七頁参照。
- (9)「元治二年御用留」『吉川市史 近世史料編』二九六番参照。
- うる。 (10) 以下特に注記しないかぎりは、すべて史料は『慶応日記帳』からの引用で
- (11)「元治二年御用留」『吉川市史 近世史料編』二九六番参照。
- 合が高く、即座に村側に代人を要求されたことが指摘されている。「幕末の中には屯所の生活を嫌って脱走する欠落人や、不適格とされたものの割高額な増給金を村側で負担しなければならなったことや、江戸に出た兵賦(1) この点について、熊澤(保谷)徹氏によると、兵賦人の調達は困難を極め、

軍制改革と兵賦徴発」(『歴史評論』四九九号一九九一年)参照。

- (13)「大鳥圭介自伝」(『大鳥圭介伝』山崎有信著北文館一九一四)
- (4) 『勝海舟全集17』(勁草書房一九七七)四三四頁
- 史通史編近世』五五六頁参照。(15) 夜具については村側から支給するように幕府から廻状が出ている『吉川市
- 四九九号一九九一年)参照の記事がみられる。熊澤徹氏「幕末の軍制改革と兵賦徴発」(『歴史評論』の記事がみられる。熊澤徹氏「幕末の軍制改革と兵賦徴発」(『歴史評論』達に、「伊豆・駿河・甲斐・三河・遠江・美濃・伊勢・信濃・越後・陸奥達に、「伊豆・駿河・甲斐・三河・遠江・美濃・伊勢・信濃・越後・陸奥
- (17) 『海軍歴史』 (勝海舟全集17勁草書房一九七七年四三四頁
- 24 『吉川市史 史料編近世』) 24 『吉川市史 史料編近世』) 慶応元丑年十一月「兵賦御給金御取極其外被 仰渡御請書 写」川藤文書
- (19) この点については、「関東(江戸近郊) とあり、組合ごとに多少の違いがあったことがわかる。 九号一九九一年)とある。一方、 も合金三両之積り、 五月五日「兵賦議定書」(『埼玉県史』)によると、「兵賦人足御用相勤候内 伝達された。」(熊澤徹氏「幕末の軍制改革と兵賦徴発」(『歴史評論』四九 るということがあり、この結果は代官所間の引き合い事項として、 応元年)八月頃、 何ケ年成共御用相済迄壱ケ月壱人ニ付 相互に談合して年三〇両を増給金の基準として取り決め 壱ケ年ニ金三拾六両ツ、組合高割を以手当相渡候筈. 武州埼玉郡岩槻領飯塚村の慶応元丑年閏 の組合村惣代の間では、 御上様より御給金被下候分と 六五 各地へ (慶